



鳥取県公報

平成18年 3月28日(火)
号外第40号

毎週火・金曜日発行

目 次

条 例	鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例 (36) (警察本部警務課)	6
	鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例 (37) (警察本部生活安全企画課)	7
	鳥取県文化財保護条例及び鳥取県文化財保護審議会条例の一部を改正する条例 (38) (教育委員会文化課)	8
	貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例 (39) (審査指導室)	12
	鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例 (40) (＃)	15
	鳥取県原子爆弾被爆者介護保険利用者負担額助成条例を廃止する条例 (41) (福祉保健課)	20
	鳥取県港湾管理条例の一部を改正する条例を廃止する条例 (42) (空港港湾課)	21

———公布された条例のあらまし———

鳥取県警察職員定員条例の一部改正について

1 条例の改正理由

警察法施行令の一部が改正され、地方警察職員たる警察官の定員が改められることに伴い、本県警察官の定員を改める。

2 条例の概要

(1) 警察官の定員及び階級別定員を次のように改める。

区 分	定 員	
	改 正 後	改 正 前
警 察 官	1,180人	1,170人
警 視	61人	61人
警 部	126人	125人
警部補・巡査部長	652人	646人
巡 査	341人	338人

(2) 施行期日は、平成18年 4月 1日とする。

鳥取県警察手数料条例の一部改正について

1 条例の改正理由

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部が改正され、都道府県公安委員会は、性風俗関連特殊営業を営む者から届出書の提出があったときは、その旨を証する書面の交付等を行うこととされた。

(2) (1)の改正に伴い、当該書面の交付等に関する事務(以下「交付等事務」という。)に係る手数料

の徴収について標準額等を定めた地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正され、当該手数料の額の設定が行われた。

(3) (1)及び(2)にかんがみ、鳥取県公安委員会が実施する交付等事務に係る手数料を新たに徴収する。

2 条例の概要

(1) 次のとおり新たに手数料を徴収する。

区 分		金 額
ア 届出書の提出があった旨を記載した書面の交付	(ア) 店舗型性風俗特殊営業	1件につき11,900円
	(イ) 無店舗型性風俗特殊営業のうち受付所営業	1件につき3,400円 + (8,500円 × 受付所数)
	(ウ) 無店舗型性風俗特殊営業((イ)を除く。)、映像送信型性風俗特殊営業、無店舗型電話異性紹介営業又は改正法附則で規定する経過措置に係る営業	1件につき3,400円
イ 提出した届出書の変更等に係る届出書の提出があった旨を記載した書面の交付	(ア) 無店舗型性風俗特殊営業の受付所の新設に係るもの	1件につき1,900円 + (8,500円 × 受付所数)
	(イ) (ア)以外のもの	1件につき1,500円
ウ 届出書の提出があった旨を記載した書面の再交付		1件につき1,200円

(2) 施行期日は、平成18年5月1日とする。

鳥取県文化財保護条例及び鳥取県文化財保護審議会条例の一部改正について

1 条例の改正理由

(1) 文化財保護法(以下「法」という。)の一部が改正され、文化財として新たに文化的景観等が加えられることとなった。

(2) (1)にかんがみ、鳥取県文化財保護条例の一部を改正し、国が選定する重要文化的景観以外で、県にとってその価値が高いものを鳥取県選定文化的景観(以下「県選定文化的景観」という。)として新たに選定することとし、その選定、解除等に関する必要な規定を設ける。

(3) (1)及び(2)に伴い、鳥取県文化財保護審議会(以下「審議会」という。)の新しい所掌事務として、教育委員会の諮問に応じて、県選定文化的景観等の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する事務が加わることとなる。

(4) (3)にかんがみ、審議会の機能の充実を図るため、鳥取県文化財保護審議会条例の一部を改正し、審議会の委員の定数を増員する。

文化的景観...地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの

2 条例の概要

(1) 鳥取県文化財保護条例の一部改正

県選定文化的景観の選定等について、次のとおり定める。

選定	ア 教育委員会は、市町村の申出に基づき、県又は当該市町村が定める景観法に規定する景観計画区域又は景観地区内にある文化的景観(法の規定により重要文化的景観に選定されたものを除く。)であって、県又は当該市町村がその保存のた
----	---

	<p>め必要な措置を講じているもののうち県にとってその価値が高いものを、県選定文化的景観として選定することができる。</p> <p>イ 選定については、アのほか、鳥取県指定保護文化財（以下「県指定保護文化財」という。）の指定の規定を準用する。</p>
解除	<p>ア 教育委員会は、県選定文化的景観がその価値を失ったときその他特殊の事由が生じたときは、その選定を解除することができる。</p> <p>イ 県選定文化的景観について法の規定による重要文化的景観の選定があったときは、当該県選定文化的景観の選定は、解除されたものとする。</p> <p>ウ 選定の解除については、ア及びイのほか、県指定保護文化財の解除の規定を準用する。</p>
滅失又はき損	<p>県選定文化的景観の全部又は一部が滅失し、又はき損したときは、所有者等は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、県選定文化的景観の保存に著しい支障を及ぼすおそれがない場合として教育委員会規則で定める場合は、この限りでない。</p>
管理に関する勧告	<p>ア 管理が適当でないため県選定文化的景観が滅失し、又はき損するおそれがあると認めるときは、教育委員会は、所有者等に対し、管理方法の改善その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。</p> <p>イ 教育委員会は、アの勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該県選定文化的景観について のアの申出を行った市町村の意見を聴くものとする。</p> <p>ウ アの勧告に基づいてする措置のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を県の負担とすることができる。</p> <p>エ ウにより県が費用の全部又は一部を負担する場合には、県指定保護文化財の管理又は修理の補助に関する規定等を準用する。</p>
現状変更等の届出等	<p>ア 県選定文化的景観に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、その行為をしようとする日の30日前までに、教育委員会にその旨を届け出なければならない。ただし、現状変更については維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。</p> <p>イ アただし書の維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。</p> <p>ウ 県選定文化的景観の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、アの届出に係る県選定文化的景観の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指導、助言又は勧告をすることができる。</p>
管理等に関する補助	<p>県は、県選定文化的景観の保存のため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧につき市町村が行う措置について、その経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。</p>
管理方法の指示等	<p>県選定文化的景観に係る管理方法の指示、所有者の管理義務、所有者の変更等、調査及び所有者変更に伴う権利義務の承継については、県指定保護文化財の該当する規定を準用する。</p>
鳥取県文化財保護審議会への諮問	<p>教育委員会は、 のアの選定及び のアの解除をしようとするときは、あらかじめ、鳥取県文化財保護審議会の意見を聴かなければならない。</p>

審議会の委員について、その定数を23人以内（現行 20人以内）に増員する。

- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
 - ア 施行期日は、公布の日とする。
 - イ 新委員の任期は、現任委員の任期満了の日までとする。

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 介護保険法の一部が改正され、要支援者を対象として訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護等を行う介護予防サービスが新設された。
- (2) (1)にかんがみ、一定の要件を満たせば看護職員修学資金の返還に係る債務を免除することができる施設に、介護予防サービスのうち訪問看護を行う事業所を加える等の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 一定の要件を満たせば看護職員修学資金の返還に係る債務が免除される県内の施設に、介護保険法の規定に基づき介護予防サービス事業（介護予防訪問看護に係るものに限る。）を行う事業所を加える。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成18年4月1日とする。ただし、(2)のうち児童福祉法の一部改正に係る部分の施行期日は、同年10月1日とする。

鳥取県手数料徴収条例の一部改正について

1 条例の改正理由

受益と負担の公平確保を図るため、介護支援専門員証の交付等の事務に係る手数料の額を定める等の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 介護保険法の規定に基づく介護支援専門員証の交付等の事務について次のとおり手数料を徴収することとし、その額を定める。

事 務 の 区 分		手 数 料 の 額	
ア	介護支援専門員実務研修の実施	1件につき12,000円	
イ	介護支援専門員証の交付	新たに交付するもの	1件につき4,200円
		書換えに伴い交付するもの	1件につき1,600円
		再交付するもの	1件につき1,100円
		登録の移転に伴い交付するもの	1件につき1,600円
		有効期間の更新に伴い交付するもの	1件につき4,200円
ウ	介護サービス情報の調査	1件につき45,000円	
エ	介護サービス情報及びその調査結果の公表	1件につき9,500円	

- (2) 高圧ガス保安法の規定に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等の実施の事務について、電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合の当該試験の実施に係る手数料（以下「電子情報処理組織を使用した場合の手数料」という。）の額を次のとおり定める。

事 務 の 区 分	手 数 料 の 額
乙種化学責任者免状に係るもの	1件につき9,500円
丙種化学責任者免状に係るもの	1件につき8,900円
乙種機械責任者免状に係るもの	1件につき9,500円

第二種冷凍機械責任者免状に係るもの	
第三種冷凍機械責任者免状に係るもの	1件につき8,900円
第一種販売主任者免状に係るもの	1件につき8,000円
第二種販売主任者免状に係るもの	1件につき6,200円

- (3) 高圧ガス保安法の規定に基づく附属品の検査等の事務のうち、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器の附属品に係るものについて次のとおり手数料を徴収することとし、その額を定める。

事務の区分		手数料の額
附属品の検査	内容積150リットル以上500リットル以下の容器の附属品	1個につき31円
	内容積150リットル未満の容器の附属品	1個につき24円
附属品の再検査	内容積150リットル以上の容器の附属品	1個につき31円
	内容積150リットル未満の容器の附属品	1個につき24円

- (4) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定に基づく液化石油ガス設備士試験の実施の事務について、電子情報処理組織を使用した場合の手数料の額を、1件につき22,500円とする。
- (5) 通訳案内士法（現行 通訳案内業法）の規定に基づく通訳案内士の登録等の事務について次のとおり手数料を徴収することとし、その額を定める。

事務の区分		手数料の額
改正後	現行	
通訳案内士の登録	通訳案内業の免許	1件につき5,100円
通訳案内士の登録事項の訂正又は通訳案内士登録証の再交付	通訳案内業の免許証の再交付又は書換え交付	1件につき4,000円

- (6) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「JAS法」という。）の規定に基づく製造業者等の認定に関する事務に係る手数料等について定めた規定中、条例上引用しているJAS法の根拠条項を改める。
- (7) 次に掲げる事務に係る手数料を廃止する。
 ア 旅券法の規定に基づく一般旅券の再発給
 イ JAS法の規定に基づく製造業者の認定
 ウ JAS法の規定に基づく登録格付機関の登録又は登録の更新
- (8) (1)の表の事務の区分の欄中ア及びウの事務を介護保険法の規定により知事の指定する者に行わせる場合、当該事務に係る同表の手数料の額の欄に掲げる手数料は、当該者に納めることとし、当該者の収入とする。
- (9) その他所要の規定の整備を行う。
- (10) 施行期日等
 ア 施行期日は、平成18年4月1日とする。ただし、(6)及び(7)並びにイの施行期日は、公布の日とする。
 イ 新JAS法の施行の際現に旧JAS法の規定に基づく認定を受けている者が新JAS法の規定に基づく認定を受けようとする場合の手数料の額の特例措置を講じる。

鳥取県原子爆弾被爆者介護保険利用者負担額助成条例の廃止について

1 条例の廃止理由

被爆者の介護保険サービスの利用に対して県独自に助成を行うため、平成12年度に鳥取県原子爆弾被爆

者介護保険利用者負担額助成条例（以下「条例」という。）を制定したところであるが、平成13年度に県独自の助成の一部、平成17年10月にその全部が国庫補助の対象となったことにより、県独自の助成条例としての意義がなくなったため、条例を廃止する。

2 条例の概要

- (1) 条例は、廃止する。
- (2) 施行期日等
施行期日は、平成18年4月1日とする。
所要の経過措置を講じる。

鳥取県港湾管理条例の一部を改正する条例の廃止について

1 条例の廃止理由

鳥取県港湾管理条例の一部を改正する条例（以下「一部改正条例」という。）を設定し、平成18年4月1日から鳥取港ポートパークの管理を指定管理者に行わせることとしていたところであるが、指定管理者への応募者がいなかったため、県が直営で管理することとし、一部改正条例を廃止する。

2 条例の概要

- (1) 一部改正条例は、廃止する。
- (2) 施行期日等
施行期日
施行期日は、公布の日とする。
鳥取県港湾管理条例の一部改正
知事の権限に属する事務の委任に係る規定の追加その他所要の規定の整備を行う。

条 例

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第36号

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例

鳥取県警察職員定員条例（昭和32年鳥取県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(定員)</p> <p>第2条 職員の定員は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 警察官 <u>1,180人</u></p>	<p>(定員)</p> <p>第2条 職員の定員は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 警察官 <u>1,170人</u></p>

ア 略 イ 警部 <u>126人</u> ウ 警部補・巡査部長 <u>652人</u> エ 巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中のものを含む。） <u>341人</u> (2) 略 2及び3 略	ア 略 イ 警部 <u>125人</u> ウ 警部補・巡査部長 <u>646人</u> エ 巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中のものを含む。） <u>338人</u> (2) 略 2及び3 略
--	--

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第37号

鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例

鳥取県警察手数料条例（平成12年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改 正 後	改 正 前
(手数料の徴収) 第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1)～(15) 略 (15の2) <u>風営適正化法第27条第4項又は第31条の2第4項（風営適正化法第31条の7第2項及び第31条の17第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく風営適正化法第27条第1項、第31条の2第1項、第31条の7第1項又は第31条の17第1項の届出書の提出があった旨を記載した書面の交付</u> 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 ア <u>風営適正化法第2条第6項の営業（同項第2号又は第6号の営業を除く。）を営もうとする者</u> 1件につき11,900円 イ <u>風営適正化法第2条第7項第1号の営業を営もうとする者で当該営業につき受付所を設けようとするもの</u> 1件につき3,400円と8,500円に	(手数料の徴収) 第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1)～(15) 略

受付所の数を乗じて得た額との合計額

ウ 風営適正化法第2条第7項、第8項若しくは第10項の営業を営もうとする者（イに掲げる者を除く。）又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第119号）附則第3条第2項の規定により風営適正化法第27条第1項、第31条の2第1項、第31条の7第1項若しくは第31条の17第1項の届出書を提出したものとみなされる者
1件につき3,400円

(15の3) 風営適正化法第27条第4項又は第31条の2第4項（風営適正化法第31条の7第2項及び第31条の17第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく風営適正化法第27条第2項又は第31条の2第2項（風営適正化法第31条の7第2項及び第31条の17第2項において準用する場合を含む。）の届出書の提出があった旨を記載した書面の交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 変更に係る事項が受付所の新設に係るものである場合 1件につき1,900円と8,500円に当該新設に係る受付所の数を乗じて得た額との合計額

イ その他の場合 1件につき1,500円

(15の4) 風営適正化法第27条第4項又は第31条の2第4項（風営適正化法第31条の7第2項及び第31条の17第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出書の提出があった旨を記載した書面の再交付 1件につき1,200円

(16)～(68) 略

2 略

(16)～(68) 略

2 略

附 則

この条例は、平成18年5月1日から施行する。

鳥取県文化財保護条例及び鳥取県文化財保護審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第38号

鳥取県文化財保護条例及び鳥取県文化財保護審議会条例の一部を改正する条例

(鳥取県文化財保護条例の一部改正)

第 1 条 鳥取県文化財保護条例 (昭和34年鳥取県条例第50号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条 (以下この条において「追加条」という。) を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分 (追加条を除く。) を加える。

改 正 後	改 正 前			
<p>目次</p> <p>第 1 章 ~ 第 5 章 略</p> <p><u>第 5 章の 2 県選定文化的景観 (第35条の 2 - 第35条の 8)</u></p> <p>第 6 章 ~ 第 9 章 略</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例で「文化財」とは、法第 2 条第 1 項各号に掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、<u>文化的景観及び伝統的建造物群をいう。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第 5 章の 2 県選定文化的景観</u></p> <p>(選定)</p> <p><u>第35条の 2 教育委員会は、市町村の申出に基づき、県又は当該市町村が定める景観法 (平成16年法律第110号) 第 8 条第 2 項第 1 号に規定する景観計画区域又は同法第61条第 1 項に規定する景観地区内にある文化的景観 (法第134条第 1 項の規定により重要な文化的景観に選定されたものを除く。) であって、県又は当該市町村がその保存のため必要な措置を講じているもののうち県にとってその価値が高いものを、鳥取県選定文化的景観 (以下「<u>県選定文化的景観</u>」という。) として選定することができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定による選定には、第 4 条第 2 項から第 4 項までの規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">第 4 条第 3 項</td> <td style="width: 30%;">権原に基づく占有者</td> <td style="width: 50%;">権原に基づく占有者並びに第35条の 2 第 1 項に規定する申出を行った市町村</td> </tr> </table>	第 4 条第 3 項	権原に基づく占有者	権原に基づく占有者並びに第35条の 2 第 1 項に規定する申出を行った市町村	<p>目次</p> <p>第 1 章 ~ 第 5 章 略</p> <p>第 6 章 ~ 第 9 章 略</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例で「文化財」とは、法第 2 条第 1 項各号に掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物及び伝統的建造物群をいう。</p>
第 4 条第 3 項	権原に基づく占有者	権原に基づく占有者並びに第35条の 2 第 1 項に規定する申出を行った市町村		

(解除)

第35条の3 教育委員会は、県選定文化的景観がその価値を失ったときその他特殊の事由が生じたときは、その選定を解除することができる。

2 県選定文化的景観について法第134条第1項の規定による重要文化的景観の選定があったときは、当該県選定文化的景観の選定は、解除されたものとする。

3 第1項の規定による選定の解除には、第4条第3項及び第4項の規定を、前項の場合には、第5条第4項の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第4条第3項 及び第5条第 4項	権原に基づく 占有者	権原に基づく占有 者並びに第35条の 2第1項に規定す る申出を行った市 町村
------------------------	---------------	---

(滅失又はき損)

第35条の4 県選定文化的景観の全部又は一部が滅失し、又はき損したときは、所有者又は権原に基づく占有者（以下この章において「所有者等」という。）は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、県選定文化的景観の保存に著しい支障を及ぼすおそれがない場合として教育委員会規則で定める場合は、この限りでない。

(管理に関する勧告)

第35条の5 管理が適当でないため県選定文化的景観が滅失し、又はき損するおそれがあると認めるときは、教育委員会は、所有者等に対し、管理方法の改善その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該県選定文化的景観について第35条の2第1項に規定する申出を行った市町村の意見を聴くものとする。

3 第1項の規定による勧告に基づいてする措置のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を県の負担とすることができる。

4 前項の規定により県が費用の全部又は一部を負担する場合には、第11条第3項及び第13条の規定を準

用する。

(現状変更等の届出等)

第35条の6 県選定文化的景観に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする日の30日前までに、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会にその旨を届け出なければならない。ただし、現状変更については維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。

3 県選定文化的景観の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、第1項の届出に係る県選定文化的景観の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指導、助言又は勧告をすることができる。

(管理等に関する補助)

第35条の7 県は、県選定文化的景観の保存のため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧につき市町村が行う措置について、その経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

(準用規定)

第35条の8 第6条から第8条まで、第17条及び第18条第1項の規定は、県選定文化的景観について準用する。

(鳥取県文化財保護審議会への諮問)

第44条 教育委員会は、第4条第1項、第19条第1項、第25条第1項、第30条第1項及び第31条の2第1項の規定による指定、第5条第1項、第20条第1項、第26条第1項、第31条第1項及び第31条の3第1項の規定による指定の解除、第19条第2項及び第4項(第39条第4項で準用する場合を含む。)並びに第39条第2項の規定による認定、第20条第2項及び第40条第2項の規定による認定の解除、第29条第1項の規定による選択、第35条の2第1項、第36条第1項

(鳥取県文化財保護審議会への諮問)

第44条 教育委員会は、第4条第1項、第19条第1項、第25条第1項、第30条第1項及び第31条の2第1項の規定による指定、第5条第1項、第20条第1項、第26条第1項、第31条第1項及び第31条の3第1項の規定による指定の解除、第19条第2項及び第4項(第39条第4項で準用する場合を含む。)並びに第39条第2項の規定による認定、第20条第2項及び第40条第2項の規定による認定の解除、第29条第1項の規定による選択、第36条第1項及び第39条第1項の

及び第39条第1項の規定による選定並びに第35条の3第1項、第37条第1項及び第40条第1項の規定による選定の解除をしようとするときは、あらかじめ、鳥取県文化財保護審議会の意見を聴かなければならない。

規定による選定並びに第37条第1項及び第40条第1項の規定による選定の解除をしようとするときは、あらかじめ、鳥取県文化財保護審議会の意見を聴かなければならない。

(鳥取県文化財保護審議会条例の一部改正)

第2条 鳥取県文化財保護審議会条例(昭和50年鳥取県条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(組織) 第3条 審議会は、委員 <u>23人</u> 以内で組織する。	(組織) 第3条 審議会は、委員 <u>20人</u> 以内で組織する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第2条の規定による改正後の鳥取県文化財保護審議会条例(以下「新条例」という。)第3条に規定する委員の定数の異動により新たに任命する委員の任期は、新条例第4条第2項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に在任する委員の任期満了の日までとする。

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第39号

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例(昭和44年鳥取県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者(以下「借受者」という。)が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務	知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者(以下「借受者」という。)が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務

を免除することができる。

貸付金の種類	免除の条件	免除の 範 囲
略		
県内における看護職員（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第2条、第3条、第5条又は第6条に規定する保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）の確保及び質の向上に資するため、看護職員養成施設（法第19条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した保健師養成所、法第20条第1号に規定する文部科学大臣が指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した助産師養成所、法第21条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣	1 看護職員養成施設（看護職員養成施設を卒業し、1年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事その都度定める期間。以下この号及び次号において同じ。）以内に他の看護職員養成施設に入学した場合は、当該他の看護職員養成施設）を卒業した日から1年以内に当該看護職員養成施設に係る免許を取得し、かつ、当該免許取得後直ちに次に掲げる施設において看護職員の業務（イ（7）に掲げる施設にあっては助産師の業務、イ（8）に掲げる施設にあっては保健師の業務に限る。）に従事し、引き続き5年間その業務に従事したとき（イ（10）に掲げる施設の業務に	

を免除することができる。

貸付金の種類	免除の条件	免除の 範 囲
略		
県内における看護職員（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第2条、第3条、第5条又は第6条に規定する保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）の確保及び質の向上に資するため、看護職員養成施設（法第19条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した保健師養成所、法第20条第1号に規定する文部科学大臣が指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した助産師養成所、法第21条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣	1 看護職員養成施設（看護職員養成施設を卒業し、1年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事その都度定める期間。以下この号及び次号において同じ。）以内に他の看護職員養成施設に入学した場合は、当該他の看護職員養成施設）を卒業した日から1年以内に当該看護職員養成施設に係る免許を取得し、かつ、当該免許取得後直ちに次に掲げる施設において看護職員の業務（イ（7）に掲げる施設にあっては助産師の業務、イ（8）に掲げる施設にあっては保健師の業務に限る。）に従事し、引き続き5年間その業務に従事したとき（イ（10）に掲げる施設の業務に	

<p>看護職員修学資金</p>	<p>の指定した看護師養成所又は法第22条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する都道府県知事の指定した准看護師養成所をいう。以下同じ。)に在学する者又は大学院の修士課程において看護に関する専門知識を修得しようとする者で、将来県内において看護職員の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金</p>	<p>従事する場合にあっては、当該業務に従事する前に、病院、診療所又は介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第25項に規定する介護老人保健施設(以下「介護老人保健施設」という。)において3年以上看護職員の業務に従事した場合に限る。この場合において、これらの施設のうちイ又はロに掲げる施設に該当するものにおいて看護職員の業務に従事した期間のうち当該免許取得後のものは、当該5年間の期間に含めるものとする。)</p> <p>イ 県内の施設 (1)~(5) 略 (6) 児童福祉法第7条第6項の規定により指定された独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関 (7)~(9) 略 (10) 介護保</p> <p>債務の全部(第1号イ(2)の場合)にあっては、債務の2分の1)</p>	<p>看護職員修学資金</p>	<p>の指定した看護師養成所又は法第22条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する都道府県知事の指定した准看護師養成所をいう。以下同じ。)に在学する者又は大学院の修士課程において看護に関する専門知識を修得しようとする者で、将来県内において看護職員の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金</p>	<p>従事する場合にあっては、当該業務に従事する前に、病院、診療所又は介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第22項に規定する介護老人保健施設(以下「介護老人保健施設」という。)において3年以上看護職員の業務に従事した場合に限る。この場合において、これらの施設のうちイ又はロに掲げる施設に該当するものにおいて看護職員の業務に従事した期間のうち当該免許取得後のものは、当該5年間の期間に含めるものとする。)</p> <p>イ 県内の施設 (1)~(5) 略 (6) 児童福祉法第27条第2項の規定により指定された独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関 (7)~(9) 略 (10) 介護保</p> <p>債務の全部(第1号イ(2)の場合)にあっては、債務の2分の1)</p>
-----------------	---	---	-----------------	---	--

		<p> <u>険法第41条</u> <u>第 1 項本文</u> <u>の指定に係</u> <u>る同法第 8</u> <u>条第 1 項に</u> <u>規定する居</u> <u>宅サービス</u> <u>事業 (同条</u> <u>第 4 項に規</u> <u>定する訪問</u> <u>看護に係る</u> <u>ものに限る。)</u> <u>又は同法第</u> <u>53条第 1 項</u> <u>本文の指定</u> <u>に係る同法</u> <u>第 8 条の 2</u> <u>第 1 項に規</u> <u>定する介護</u> <u>予防サービ</u> <u>ス事業 (同</u> <u>条第 4 項に</u> <u>規定する介</u> <u>護予防訪問</u> <u>看護に係る</u> <u>ものに限る。)</u> <u>を行う事業</u> <u>所 (以下</u> <u>「訪問看護</u> <u>事業所」と</u> <u>いう。)</u> </p>
		<p>□ 略</p>
		略
		略
略		
備考 略		

		<p> <u>険法第41条</u> <u>第 1 項本文</u> <u>の指定に係</u> <u>る同法第 7</u> <u>条第 5 項に</u> <u>規定する居</u> <u>宅サービス</u> <u>事業 (同条</u> <u>第 8 項に規</u> <u>定する訪問</u> <u>看護に係る</u> <u>ものに限る。)</u> <u>を行う事業</u> <u>所 (以下</u> <u>「訪問看護</u> <u>事業所」と</u> <u>いう。)</u> </p>
		<p>□ 略</p>
		略
		略
略		
備考 略		

附 則

この条例は、平成18年 4月 1日から施行する。ただし、本則の表看護職員修学資金の項免除の条件の欄第 1号イ(6)の改正は、同年10月 1日から施行する。

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第40号

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 削除</p> <p>(6)～(10) 略</p> <p><u>(11) 介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の2第1項の規定に基づく介護支援専門員実務研修受講試験又は介護支援専門員実務研修の実施次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</u></p> <p><u>ア 介護支援専門員実務研修受講試験 1件につき7,000円</u></p> <p><u>イ 介護支援専門員実務研修 1件につき12,000円</u></p> <p><u>(12) 介護保険法第69条の7第1項若しくは第5項又は第69条の8第1項の規定に基づく介護支援専門員証の交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</u></p> <p><u>ア 新たな介護支援専門員証の交付 1件につき4,200円</u></p> <p><u>イ 介護支援専門員証の書換え交付 1件につき1,600円</u></p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>旅券法施行令第4条第1項の規定により処理することとされている旅券法第10条第3項において準用する同法第5条の規定に基づく一般旅券の再発給 1件につき1,600円</u></p> <p>(6)～(10) 略</p>

ウ 介護支援専門員証の再交付 1件につき1,100円

エ 登録の移転に伴う介護支援専門員証の交付
1件につき1,600円

オ 有効期間の更新に伴う介護支援専門員証の交付 1件につき4,200円

(13) 介護保険法第94条第1項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可 1件につき63,000円

(13の2) 略

(13の3) 介護保険法第115条の29第2項の規定に基づく介護サービス情報の調査 1件につき45,000円

(13の4) 介護保険法第115条の29第3項の規定に基づく介護サービス情報及びその調査結果の公表
1件につき9,500円

(14)～(144) 略

(145) 高圧ガス保安法第31条第2項(高圧ガス保安法施行令第18条第2項の規定により処理する場合を含む。)の規定に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 乙種化学責任者免状に係るもの 1件につき10,000円(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合(以下この号及び第173号において「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。)にあっては、1件につき9,500円)

イ 丙種化学責任者免状に係るもの 1件につき9,400円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、1件につき8,900円)

ウ 乙種機械責任者免状に係るもの 1件につき10,000円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、1件につき9,500円)

エ 第二種冷凍機械責任者免状に係るもの 1件につき10,000円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、1件につき9,500円)

(11) 介護保険法(平成9年法律第123号)第94条第1項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可 1件につき63,000円

(12) 略

(13) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第35条の2第1項の規定に基づく介護支援専門員実務研修受講試験の実施 1件につき7,000円

(14)～(144) 略

(145) 高圧ガス保安法第31条第2項(高圧ガス保安法施行令第18条第2項の規定により処理する場合を含む。)の規定に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 乙種化学責任者免状に係るもの 1件につき10,000円

イ 丙種化学責任者免状に係るもの 1件につき9,400円

ウ 乙種機械責任者免状に係るもの 1件につき10,000円

エ 第二種冷凍機械責任者免状に係るもの 1件につき10,000円

オ 第三種冷凍機械責任者免状に係るもの 1件につき9,400円 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、1件につき8,900円)

カ 第一種販売主任者免状に係るもの 1件につき8,500円 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、1件につき8,000円)

キ 第二種販売主任者免状に係るもの 1件につき6,700円 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、1件につき6,200円)

(146)～(148) 略

(149) 高圧ガス保安法施行令第18条第2項の規定により処理することとされている高圧ガス保安法第49条の2第1項の規定に基づく附属品の検査次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器の附属品

(ア)及び(イ) 略

イ 略

(150) 高圧ガス保安法施行令第18条第2項の規定により処理することとされている高圧ガス保安法第49条の4第1項の規定に基づく附属品の再検査次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器の附属品

(ア)及び(イ) 略

イ 略

(151)～(172) 略

(173) 液化石油ガス法第38条の5第2項の規定に基づく液化石油ガス設備士試験の実施 1件につき23,000円 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、1件につき22,500円)

(174)～(191) 略

(192) 通訳案内士法 (昭和24年法律第210号) 第18条の規定に基づく通訳案内士の登録 1件につき5,100円

(193) 通訳案内士法第23条第2項の規定に基づく登録事項の訂正又は同法第24条の規定に基づく通訳案内士登録証の再交付 1件につき4,000円

オ 第三種冷凍機械責任者免状に係るもの 1件につき9,400円

カ 第一種販売主任者免状に係るもの 1件につき8,500円

キ 第二種販売主任者免状に係るもの 1件につき6,700円

(146)～(148) 略

(149) 高圧ガス保安法施行令第18条第2項の規定により処理することとされている高圧ガス保安法第49条の2第1項の規定に基づく附属品の検査次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の附属品

(ア)及び(イ) 略

イ 略

(150) 高圧ガス保安法施行令第18条第2項の規定により処理することとされている高圧ガス保安法第49条の4第1項の規定に基づく附属品の再検査次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の附属品

(ア)及び(イ) 略

イ 略

(151)～(172) 略

(173) 液化石油ガス法第38条の5第2項の規定に基づく液化石油ガス設備士試験の実施 1件につき23,000円

(174)～(191) 略

(192) 通訳案内業法 (昭和24年法律第210号) 第3条の規定に基づく通訳案内業の免許 1件につき5,100円

(193) 通訳案内業法第9条の規定に基づく通訳案内業の免許証の再交付又は書換え交付 1件につき4,000円

(194)～(204) 略

(205) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第14条第2項の規定に基づく認定（地鶏肉、有機農産物及び有機加工食品（有機畜産物加工食品を除く。）に係るものに限る。次号において同じ。） 1件につき24,000円

(205の2) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第15条第1項の規定に基づく認定 1件につき19,000円

(206) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第17条の7第1項の規定により県が定める認定業務規程の規定に基づく調査及び再検査次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 生産行程管理者に係るもの 1件につき14,000円

イ 略

(207)～(323) 略

2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定める者に納めなければならない。この場合においては、当該手数料は、その者の収入とする。

(1) 略

(2) 介護保険法第69条の33第1項の規定により知事の指定する者に介護支援専門員実務研修の実施に関する事務を行わせる場合における前項第11号イの手数料 介護支援専門員実務研修の実施に関する事務を行う者

(194)～(204) 略

(204の2) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第15条第1項の規定に基づく認定（有機農産物加工食品に係るものに限る。） 1件につき24,000円

(204の3) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第15条第2項の規定に基づく認定（地鶏肉及び有機農産物に係るものに限る。） 1件につき24,000円

(204の4) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第15条の6第1項の規定に基づく認定（地鶏肉、有機農産物及び有機農産物加工食品に係るものに限る。） 1件につき19,000円

(205) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令（昭和26年政令第291号）第30条第1項の規定により処理することとされている農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第16条第2項（同法第17条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく登録格付機関の登録又は登録の更新 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
ア 登録格付機関の登録 1件につき41,500円
イ 登録格付機関の登録の更新 1件につき32,200円

(206) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第17条の6第2項において準用する同法第17条の2第1項の規定により県が定める認定業務規程の規定に基づく調査及び再検査次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 製造業者又は生産行程管理者に係るもの 1件につき14,000円

イ 略

(207)～(323) 略

2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定める者に納めなければならない。この場合においては、当該手数料は、その者の収入とする。

(1) 略

(3) 介護保険法第115条の30第1項の規定により
知事の指定する者に介護サービス情報の調査の実
施に関する事務を行わせる場合における前項第13
号の3の手数料 介護サービス情報の調査の実施
に関する事務を行う者

- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略
- (11) 略
- (12) 略
- (13) 略

- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略
- (11) 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第5号、第204号の3、第204号の4及び第206号の改正、同項第204号の2を削る改正、同項第205号を削り、第204号の3を第205号とし、第204号の4を第205号の2とする改正並びに次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(現に認定を受けている者に係る手数料の額の特例)

2 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第67号）の施行の際現に同法による改正前の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第15条第1項若しくは第2項又は第15条の6第1項の規定に基づく認定を受けている者が、平成19年3月31日までの間に、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「法」という。）第14条第2項又は第15条第1項の規定に基づく認定を受けようとする場合については、改正後の鳥取県手数料徴収条例（以下「新条例」という。）の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額の手数料を徴収する。

法第14条第2項の規定に基づく認定（地鶏肉、有機農産物及び有機加工食品（有機畜産物加工食品を除く。）に係るものに限る。以下この項において同じ。）	1件につき14,000円
法第15条第1項の規定に基づく認定	1件につき12,000円

3 新条例第3条から第7条までの規定は、前項の手数料について準用する。

鳥取県原子爆弾被爆者介護保険利用者負担額助成条例を廃止する条例をここに公布する。

平成18年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第41号

鳥取県原子爆弾被爆者介護保険利用者負担額助成条例を廃止する条例

鳥取県原子爆弾被爆者介護保険利用者負担額助成条例（平成12年鳥取県条例第62号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の前日に利用した介護保険サービスに係る利用者負担額に対する助成については、なお従前の例による。

鳥取県港湾管理条例の一部を改正する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成18年 3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第42号

鳥取県港湾管理条例の一部を改正する条例を廃止する条例

鳥取県港湾管理条例の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第87号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(鳥取県港湾管理条例の一部改正)

2 鳥取県港湾管理条例（昭和35年鳥取県条例第 6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(<u>権限の委任</u>)</p> <p><u>第16条</u> この条例に規定する知事の権限に属する事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条の規定に基づき、別に定めるところにより、知事の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関の長に委任する。</p> <p>(<u>規則への委任</u>)</p> <p><u>第17条</u> 略</p>	<p>(<u>委任</u>)</p> <p><u>第16条</u> 略</p>

